

## 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例案

### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

### (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）（附則第4条を除く。）に定めるところによる。

### (運営基準等の改正に伴う経過措置)

第4条 運営基準（運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

### (施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説明

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

子ども・子育て支援法（抄）

(特定教育・保育施設の基準)

第34条 省 略

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。

3-5 省 略

(特定地域型保育事業の基準)

第46条 省 略

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3-5 省 略